

わたしたちの 老人医療費



医科診療所で診察する遠山佳子
所長。予防にも力を注いでいます

老人保健制度（七十五歳、一定の障害のある人は六十歳以上の人と昭和七年九月三十日以前に生まれた人の医療保険制度）は、高齢者が安心して医療を受けられるように、国民みんなで医療費を出し合う制度です。ここ数年、老人保健制度が必要とされる老人医療費は増え続けていて、この状態が続けば、みなさんが安心して医療を受けられなくなる可能性もあります。高齢社会に適應できる医療保険制度を維持し、安心して医療を受けられるように、みんなで考えてみましょう。

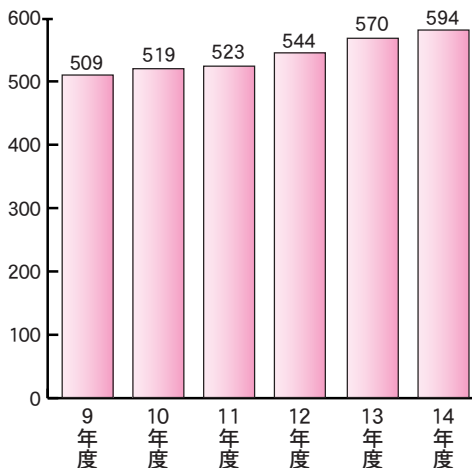
村の老人医療費は 一人当たり約42万

村の老人医療受給者は、平成十四年度で五百九十四人です。

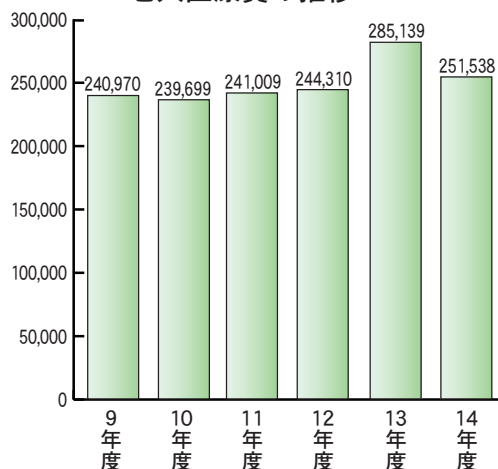
前年度と比べて十八人、約4%増えています。この伸び率は増加傾向にあり、村の高齢化が進んでいることを表しています（グラフ1）。

十四年度の村の老人医療費は

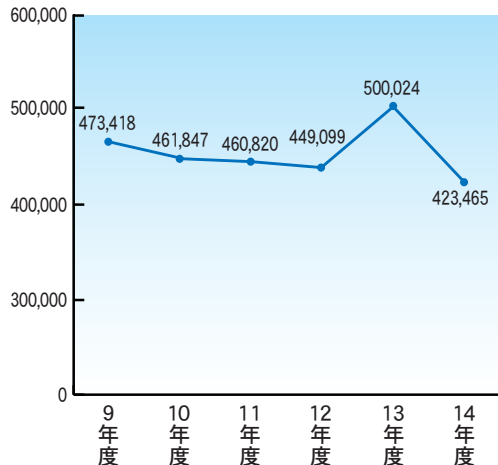
〈グラフ1〉老人医療対象者の推移（単位：人）



〈グラフ2〉老人医療費の推移（単位：千円）



〈グラフ3〉1人当たりの老人医療費の推移（単位：円）



住民税非課税世帯の皆さん 入院したとき

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定書」を医療機関に提示すれば、入院時の患者負担限度額や食費負担が少なくて済みます。

詳しくは、役場保健福祉課 35-2114
(内線145)までお問い合わせください。

「予防」に重点おき 生きがいある毎日を

二億五千五百五十三万八千円で、前年と比べ、約三千三百六十万一千円減り、11・8%マイナスです（グラフ2）。

一人当たりの医療費で見ると、十四年度は前年度よりマイナス約15・3%で、約四十二万三千元です（グラフ3）。

老人医療費の財源は多くの人々によって支えられています。一部負担金の改正など、受給者本人の負担も大きくなっていきますが、なぜ老人医療費が問題になるかといえば、それは、老人医療費が若い人たちにかかる医療費よりもずっと高いからです。

これは、七十五歳以上の人が医療機関にかかる場合、成人病などの慢性病が多いことなどが主な原因といえます。

病気になったとき、医療機関に通うことは当然のことです。しかし、病気が長引くと心配になり、医療機関を替えたりすると、また最初から同じような検査が繰り返され、医療費が膨らんでいきます。

何よりも気軽に相談できるかかり付けの医師を持ち、「治療」より「予防」に努めることが大事ではないでしょうか。お医者さんと上手に付き合い、明るく楽しく、元気で長生きする。老人保健制度の真の目的は、そんなところにあるように思うのですが……。